

八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る
行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 次条に規定する公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 自動証明写真機の設置業務について、過去2年間において連続して営業を行っている者であること。
- (4) 法人の場合は大阪府内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（八尾市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 告示の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(入札の公告)

第3条 市長は、自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付けについて、入札により契約を締結しようとするときは、政令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

2 前項の公告には、当該入札に係る最低貸付価格を明示するものとする。

(入札参加申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、公告において指定する期日までに別に定める申請書等を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(入札参加資格の確認)

第5条 市長は、前条の規定による申請を審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果については、「入札参加資格通知書」により該当申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、入札参加資格がないと判断した者については、その理由を付して通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第6条 前条の規定により、当該入札参加資格を有するとされた者（以下「参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加することができないこととする。

(1) 入札参加資格を有しないこととなったとき。

(2) 入札参加申請及びその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

2 前項の場合において、市長は、速やかに当該参加資格者に対し、その理由を付して通知するものとする。

(募集要項の縦覧等)

第7条 入札に係る募集要項、貸付物件説明書、仕様書等（以下「募集要項等」という。）の縦覧及び配布は、公告により定めるところにより行うものとする。

(入札の執行等)

第8条 市長は、第5条第1項の規定による資格確認の結果、参加資格者が2者以上ある場合は入札を執行する。この場合においては、入札の執行時に当該入札に参加するものが1者であっても入札を執行することができる。

2 入札参加者は、別に定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、公告において指定した方法により提出しなければならない。

3 同一人が代表者となる法人等は、重複して入札に参加することはできない。

4 入札参加者は、市長から示された募集要項等その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次に掲げるとおり、別に定める入札辞退届により申し出るものとする。

(1) 入札日前にあっては、入札辞退届を市長に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。

(2) 入札日にあっては、入札辞退届を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第10条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第11条 市長は、次に該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

(1) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。

(2) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項の規定により入札

を中止した場合も、同様とする。

(開札)

第 12 条 開札は、公告において指定した日時及び場所において行う。

2 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、開札に関する意見や発言等を行うことは認めない。

(入札の無効)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者資格を有しない者が行った入札
- (2) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者が行った入札
- (3) 入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (5) 同一入札について、入札者又は、その代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について、入札者及びその代理人が、それぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は、入札者の氏名、その他主要部分について識別しがたい入札又は、鉛筆書きの入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (10) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (11) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (12) 最低貸付価格（八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第 3 条第 1 項に規定する最低貸付価格をいう。以下同じ。）未満の入札
- (13) その他入札条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 14 条 市長は、最低貸付価格以上の額で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第 15 条 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

2 前項の場合においては、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果等の公表)

第 16 条 市長は、落札者を決定したときは、直ちに掲示板に掲示するとともに、落札者に通知するものとする。また、入札日の翌日（翌日が閉庁日に当たる場合は、当該閉庁日の直後の開庁日）までに市ホームページに掲載することにより落札者を公表するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政

財産の貸付けに関する一般競争入札について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 15 日から実施する。